

平成22年第3回教育委員会記録

平成22年2月10日(水)

杉並区教育委員会

教育委員会記録

日 時 平成22年2月10日(水) 午前10時00分～午前10時16分

場 所 教育委員会室

出席委員 委員長 大藏 雄之助 職務代理者 大橋 辰雄
 委員 安本 ゆみ 委員 宮坂 公夫
 教育長 井出 隆安

出席説明員 事務局次長 小林 英雄 教育改革担当長 森 仁司

庶務課長 徳 嵩 淳一 教課育人事企画長 佐藤 浩

教育改革推進課長 岡本 勝実 教務委員事務局事務包括指導主事 筒井 鉄也

学校適正配置担当課長 齊藤 俊朗 学務課長 加藤 貴幸

社会教育課長 森田 師郎 教務委員事務局事務参事 正田 智枝子

済美教育一長 小澄 龍太郎 済美教育一長 坂田 篤

済美教育一長 田中 稔 中央図書館長 和田 義広

事務局職員 庶務係長 日下部 仁 法規担当係長 佐野 太一
 担当書記 佐藤 守

傍聴者数 2名

会議に付した事件

(議案)

議案第10号 平成21年度杉並区指定・登録文化財について

(報告事項)

なし

目 次

議事録署名委員の指名について・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3

議案審議

議案第10号 平成21年度杉並区指定・登録文化財について・・・・・・・・ 3

委員長 それでは時間になりましたので、ただいまから、平成22年第3回教育委員会定例会を開催いたします。

本日の議事録署名委員は、宮坂委員にお願いいたします。

本日は、議案は1件だけです。

本日の議案の審議に入ります。日程第1、議案第10号「平成21年度杉並区指定・登録文化財について」を上程し、審議いたします。

社会教育スポーツ教育課長から説明をお願いいたします。

社会教育スポーツ教育課長 1件でございますが、中身は4件ございます。一つずつご説明させていただきたいと存じます。

まず、大きく分けて2つございますが、1つは指定する文化財、3件ございます。それから、登録文化財を解除というので、まだもう1件ございます。

恐れ入ります、次のページからご覧になってください。まず、指定する文化財でございますが、「須田家文書」というのがございます。

次のページ、ちょっとご参考までにおめくりいただきますと、写真が出ておりますのでご覧になっていただきたいのですが、上の写真が、特にこれは江戸の頃だと思えますけども、こういった古文書が出てきたと。で、保管が、これは木製でございますけど、このような容器などに保管されていたというものでございます。

恐れ入ります、またお戻りください。指定する文化財、「須田家文書 附 文書収納容器一式」、合計で6,503点ございます。

種別でございます。杉並区指定有形文化財（古文書）でございます。

所在は杉並区立の郷土博物館内でございます。

形状は、冊子及び一紙文書でございます。

ご説明をさせていただきます。須田家文書は、武蔵国多摩郡下荻窪村の旧家須田家に伝来していた文書群でございます。平成17年4月、同家の蔵の解体に伴い発見され、同年5月より郷土博物館が受け入れ、文書整理を行い、仮文書目録を作成いたしました。平成21年5月に、同家より郷土博物館へ寄贈されたものでございます。須田家が居住しておりました下荻窪村は、江戸期におきまして山王日枝神社の社領でございました。須田家文書の中に存在する山王領関係文書は、山王地方役所、山王役所、山王代官からの御用人足差出の触書、年貢割付状等、非常に多くございます。須田家は、江戸期は主として新右衛門と称し、年番・月番名主、年寄役、組頭を歴任し、明治期以降は地租改正掛、井荻村村議員、同助役、学務委員等を勤めてまいりました。また、立木商渡世を行っており、家屋敷附の立木、これは杉千本等というふうに記載がございましたけ

ども、大量にございます。売買文書が、文化・文政・天保期にわたって8点存在しております。また、慶応3年に質屋株を購入し、明治22年まで質屋を営んでおりました。注目されるのは、明治14年10月に設立されました「同慶社」にかかわる文書群でございます。同社の社長は芝区の住人で、一般人から金銭を徴収し、結婚などの慶事に際して金子を贈与する互助組織でございます。「同慶社設立之緒言」には「本社開設ノ大意ハ衆庶相互ニ親睦シテ共ニ慶ハシムルヲ以専務トス」とございます。翌年には、「東玉同慶社」が分社され、東・北多摩郡の有力者が賛同者として連名しているものでございます。このほか、井荻土地区画整理組合、井荻村教育会、井荻村将兵義会、荻窪銀行、白山神社氏子惣代など、当地域において須田家が果たした社会的役割に基づいた文書群や日記、書簡、教科書、雑誌、名刺等が多数存在しております。須田家文書収納容器は、蔵解体時に文書が保管されておりました木箱、行李、銭箱、風呂敷など22点ございます。須田家文書の構造の理解を助けるものでございました。

指定理由でございますが、本文書は、近世が全体の10%、近代が90%で、近代文書が圧倒的に多うございます。しかし、近世では、下荻窪村が山王社領であったことから、神社領支配のあり方がうかがえて貴重なものでございます。近代では、明治期が全体の約60%を占めており、特に須田新左衛門が、井荻村、井荻町の村政の中心人物の1人であったことから、その多彩な活動を反映したものでございます。明治・大正期の当地域の政治・社会・文化状況を解明する資料として価値があるものであるというふうに考えているものでございます。

これが、1点目でございます。

次にまいりまして、梵鐘でございます。

恐れ入ります。もう1ページ、またおめぐりください。写真がでございます。これは、妙法寺の鐘楼棟のものでございます。右下にございますのが、梵鐘の近景でございます。左側にあるのは、竜頭や撞座蓮華文でございます。

改めて、またお戻りください。種別から申し上げます。

「享保10年銘梵鐘 1口 附 鐘楼 1棟」、種別でございますが、杉並区指定有形文化財（工芸品）でございます。

所在地は、妙法寺境内の鐘楼内でございます。

種類及び数量でございますが、鋳銅梵鐘1口、それから年代でございますけども、享保10年6月でございます。

ご説明を申し上げます。享保10年6月銘の円筒型の梵鐘でございます。竜頭は頭に火炎のない宝珠を載せ、鐘身は袈裟襷文をあらわしてございます。乳は108個を配し、池の間及び縦帯に銘を刻んでございます。撞座は竜頭に並行して、八葉複弁の蓮華文を鋳出しているものでございま

す。池の間上部、池の間下部に鑄境があり、三段に分けて鑄し、竜頭及び乳は別鑄トルをしているものでございます。

恐れ入ります。もう一度ご覧になっていただきたいんですが、写真をご覧になってください。右下のちょっと大きめの写真ですが、今、申し上げました池の間というのは、この真ん中の部分の平べったいところでございます。この上下に鑄境があるというものでございます。ちょっとご覧になりにくいかもしれませんが、白い線がうっすらとご覧になれるかと思います。

お戻りください。銘文によりますと、自得院日性を願主として、享保10年に鑄物師粉川右近藤原安継が鑄造を行ったものとされております。この安継は、江戸神田に住し、本鐘を含め、享保5年から享保17年の短期間に、江戸・武蔵・相模で5口を鑄しているものでございます。また、妙法寺には、以降、鑄物師粉川氏の制作による金工品が5例知られているものでございます。妙法寺は、元真言宗でございましたけれども、江戸時代前期ごろに日蓮宗に改宗され、「堀の内の御祖師様」として多くの参詣者を集めているものでございます。しかしながら、明和6年の出火により境内の建物はことごとく焼失し、現存の伽藍は寛政13年以降に整備されたものでございます。このような妙法寺の沿革の中で、本鐘は、当山の草創期に鑄造されたもので、伽藍にかかわる現存物としては最も古いものでございます。当初は鐘楼門に吊られておりましたけれども、明和6年の火災後、天明7年に再建された鐘楼門にも掛けられ、現在は江戸時代末頃に建てられた鐘楼に移されているものでございます。本鐘は、量感にあふれた鐘で、鐘身は力強く張り、膨れ上がった笠形上の竜頭は精巧雄大、彫刻としても優れ、撞座の蓮華文は端整な表現となっているものでございます。鑄造技術に優れ、各部の比例もよく、形姿は整い、江戸期の梵鐘として優品でございます。

指定理由でございますが、区内に現存する在来寺院唯一の江戸期の梵鐘であるとともに、妙法寺の伽藍にかかわる現存物として最古に属し、梵鐘の名品として美術的価値が高いのみならず、江戸の鑄物師の活動を具体的に伝える作品でございまして、金工史上、貴重な資料であると考えているものでございます。

これが、2点目でございます。

次に3点目、渡邊錠太郎及び同邸関係資料並びに柳井平八関係資料でございます。325点ございます。

また、恐れ入ります、次のページをご覧になっていただきたいのですが、写真が掲載してございます。内外の扉ですとか、階段、弾痕のある壁、あるいは渡邊・山縣篇額等々ございます。右下にございますのは、弾痕のある座卓でございます。

種別でございますが、杉並区指定有形文化財（歴史資料）でございます。

所在でございますけれども、これも杉並区立の郷土博物館内でございます。

内容でございますが、当該資料は、二・二六事件の当事者渡邊錠太郎及び同邸関係資料で、建物関係資料は玄関扉、階段手摺、弾痕と見られる痕跡のある切取り壁面及び銃殺場所の1階居間の柱間装置、並びに当時の弾痕を留める座卓、上棟棟札等40点。渡邊錠太郎関係資料は、揮毫額、射撃優勝額、並びに山縣有朋関係資料等21点。柳井平八関係資料は、渡邊邸設計図、修学中の図面・ノート類、記念品等264点でございます。

ご説明させていただきます。昭和11年2月26日午前6時、斎藤内大臣を襲撃した部隊のうち下士官兵29名が、第二次行動として杉並区上荻窪312番地にあった渡邊錠太郎教育総監私邸を襲撃いたしました。玄関の内扉を挟んで、警護に当たっていた憲兵2名と銃撃戦となり、庭に回った部隊が、内部に侵入し、教育総監を銃撃射殺したものでございます。渡邊錠太郎邸は、陸軍技師柳井平八の設計で昭和7年に上棟した延床58坪余の木造二階建ての和風建築で、玄関脇の応接間など、一部に洋風を取り入れているものでございます。平成20年2月27日から取り壊され、部材の一部が区へ寄贈されたものでございます。当該資料のうち、特に注目すべきは、二・二六事件そのものを伝える切取り、壁面と籃胎漆器製座卓と申します、でございます。前者は、決起部隊と憲兵との玄関扉を挟んでの銃撃戦時につけられた銃痕と見られ、後者は、教育総監の次女和子が父の最期を見届けながら身を隠した銃痕の残る座卓でございます。事件の直接の資料として貴重なものというふうに考えているものでございます。

渡邊錠太郎関係資料のうち、射撃優勝額はドイツでの射撃大会で渡邊が優勝したことを伝えるもので、事件前後のエピソードとして登場する拳銃の腕前を証明する資料でございます。また、山縣関係資料におきましては、署名のある肖像写真や篇額、渡邊が副官をしていた当時の山縣の墨書を卷子仕立にした「山縣元帥零墨」で、山縣と渡邊の師弟関係を彷彿とさせる資料でございます。柳井平八関係資料のうち、渡邊錠太郎のコートは、形見分けとして柳井平八に贈られたもので、渡邊と柳井との関係を象徴しているものでございます。渡邊邸の設計図面等は、渡邊邸の全貌を伝える資料で、荻窪地域の区画整理事業の実務の一端を知ることでもあります。また、大正14年の欧米出張関係資料や昭和14年の忠霊塔図案懸賞審査委員会の関係資料や陸軍建築課の中心人物薬師寺主計、これは大原美術館等の設計者でございますが、との関係を示す資料もございません。

指定理由でございますけれども、渡邊錠太郎邸建物関係資料は、二・二六事件の舞台の一つである「教育総監渡邊錠太郎私邸」が杉並にあったことを証する資料であり、渡邊錠太郎関係資料は、軍内部と山縣有朋との関係を示すとともに、昭和の重大事件と杉並との関係を証明する資料として貴重な資料でございます。また、柳井平八関係資料は、渡邊邸の設計のみならず、陸軍の

建築技術者としての活動を示す貴重な資料でございます。

これまでが一括りになっております。

あわせて、登録を解除する文化財、1点でございます。

「椿 椿山の墓」でございまして、また、もう一つ次の資料をご覧になっていただきたいのですが、今現在は別院で撤去されておりました、新宿のほうに移っているのが右下に掲載されているものでございます。

種別、杉並区登録史跡（墓）でございます。

所在、杉並区松ノ木3丁目32番14号、円福寺別院。

所有者、新宿区横寺町15番地、宗教法人円福寺。

形状等、花崗岩製で、隅が丸い角柱の額入型の塔でございます。台石1段。

登録年月日は、平成8年12月25日でございます。

経過でございますが、「椿 椿山の墓」につきましては、平成8年12月25日、杉並区登録史跡（墓）として登録されておりましたけれども、平成21年6月1日、新宿区横寺町15番地、宗教法人円福寺内へ移転した旨の届出が平成21年6月13日付けで提出されたものでございます。

円福寺は、慶長元年、新宿区横寺町15番地に開創されましたけれども、明治43年4月、東京市の区画整理によりまして、杉並区松ノ木3丁目32番14号に用地を得、墓地のみを移し、別院としたものでございました。本墓石もこの時、杉並区へ移されたものであることは、墓碑右側面の銘文にも記されてございます。このたび、再度、本墓石を旧地へ戻すことにつきましては、寺院と墓地が分割されていることによる煩雑を避けるため、本院無縁墓地を整理し、寺地内に永代供養墓を設け、その他の墓石につきましても一元化を図るための措置の一環とされているものでございます。「椿 椿山の墓」の杉並区文化財への登録につきましては、上記の経緯からいたしまして再移転は想定されず、所有者からも同意が得られたもので登録したものでございますが、前述のとおり寺院運営上の事情により旧地に戻されたもので、やむを得ない措置と考えられるものでございます。

なお、杉並区文化財の登録につきましては、同条例第4条2項によりまして、「…登録に当たっては、教育委員会は、あらかじめ当該文化財の所有者及び権原に基づく占有者の同意を得なければならない。…」とされているものでございます。

解除理由につきましては、区内から転出したことにより「杉並区文化財保護条例」第4条（「区内に存する文化財を……杉並区文化財登録台帳に登録し…」）に該当しなくなりましたので、同条例第5条により解除すると。

以上に基づきまして解除をお願いしたいというものでございます。

以上でございます。

委員長 ただいまご説明がありましたが、ご意見、ご質問がございますでしょうか。

(「なし」の声)

委員長 それでは、特にございませんので、このとおり可決して異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」の声)

委員長 それでは、議案第10号は、原案のとおり可決いたします。どうもありがとうございました。

予定されました日程は、これですべて終了いたしました。

庶務課長、連絡事項がございますか。

庶務課長 次回の日程でございますが、2月19日に日程を変更しまして、2月19日の午前10時から

予定させていただきたいと思っております。どうぞよろしくお願いいたします。

委員長 それでは、これで本日の会議を閉じます。どうもありがとうございました。